

E i w a N e w s

令和4年度税制改正大綱の概要

令和4年1月
(No. 198)

謹んで新春のご祝詞を申し上げます。

昨年中は格別のご厚情にあずかり、心より御礼申し上げます。

皆様とともに乗り越え、ともに着実に前へ進んでいけるよう努めてまいります。

本年も一層のお引き立てを賜りますよう、お願い申し上げます。

さて、昨年12月10日に令和4年度税制改正大綱が発表されました。

今回は、令和4年度税制改正大綱のうち主な項目をご紹介します。

[1] 法人課税

給与等の支給額が増加した場合の税額控除制度の見直し

令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する各事業年度における当該規定の適用要件と税額控除額は、以下のとおりとなります。

適用要件
$\frac{\text{継続雇用者給与等支給額} - \text{前期の継続雇用者給与等支給額}}{\text{前期の継続雇用者給与等支給額}} \geq 3\%$
税額控除額(いずれか小さい方)
a. $(\text{雇用者給与等支給額} - \text{前期の雇用者給与等支給額}) \times 15\%$ (※最大30%)
b. 法人税額 $\times 20\%$
(※) 下記要件を満たす場合それぞれの率を上乗せ
① $\frac{\text{継続雇用者給与等支給額} - \text{前期の継続雇用者給与等支給額}}{\text{前期の継続雇用者給与等支給額}} \geq 4\% \quad \dots + 10\%$
② $\frac{\text{当期の教育訓練費の額} - \text{前期の教育訓練費の額}}{\text{前期の教育訓練費}} \geq 20\% \quad \dots + 5\%$

中小企業の特例

適用要件
$\frac{\text{雇用者給与等支給額} - \text{前期の雇用者給与等支給額}}{\text{前期の雇用者給与等支給額}} \geq 1.5\%$
税額控除額(いずれか小さい方)
a. $(\text{雇用者給与等支給額} - \text{前期の雇用者給与等支給額}) \times 15\%$ (※最大40%)
b. 法人税額 $\times 20\%$
(※) 下記要件を満たす場合それぞれの率を上乗せ
① $\frac{\text{雇用者給与等支給額} - \text{前期の雇用者給与等支給額}}{\text{前期の雇用者給与等支給額}} \geq 2.5\% \quad \dots + 15\%$
② $\frac{\text{当期の教育訓練費の額} - \text{前期の教育訓練費の額}}{\text{前期の教育訓練費}} \geq 10\% \quad \dots + 10\%$

(注) 教育訓練費に係る税額控除率の上乗せ措置の適用を受ける場合は、教育訓練費の明細を記載した書類の保存をしなければならない(申告書への添付不要)。

[2] 消費課税

適格請求書等保存方式(インボイス制度)に係る見直し

- ① 免税事業者が、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間中に適格請求書発行事業者の登録を受ける場合には、その登録日から適格請求書発行事業者となることができる。
- ② 上記①の適用を受けて登録日から課税事業者となる適格請求書発行事業者(その登録日が令和5年10月1日の属する課税期間中である者を除く。)のその登録日の属する課税期間の翌課税期間からその登録日以後2年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間については、事業者免税点制度を適用しない。

3月決算法人(免税事業者→登録→取消)			登録取消届出書	取消日		
R6.4.1	登録申請書	登録日	R7.4.1	R7.12.1	R8.4.1	R9.4.1 R10.4.1
適格請求書発行事業者でない事業者	適格請求書発行事業者でない事業者	適格請求書発行事業者(上記①により登録日から該当)	適格請求書発行事業者	適格請求書発行事業者でない事業者	適格請求書発行事業者でない事業者	
免税事業者	免税事業者	課税事業者	課税事業者	課税事業者(上記②により強制)	免税点判定可	

[3] 個人所得課税

住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)の見直し

適用期限を令和7年12月31日まで延長するとともに、借入限度額、控除率及び控除期間を次のとおりとし、適用対象者の所得要件を2,000万円以下に引き下げる。

	居住年	借入限度額	控除率	控除期間
下記以外(注1)	令和4、5年	3,000万円	0.7%	13年
	令和6、7年	2,000万円		10年
認定住宅(注2)	令和4、5年	5,000万円		13年
	令和6、7年	4,500万円		13年
ZEH水準	令和4、5年	4,500万円		13年
省エネ住宅(注2)	令和6、7年	3,500万円		13年
省エネ基準	令和4、5年	4,000万円		13年
適合住宅(注2)	令和6、7年	3,000万円		13年

(注1) 既存住宅の取得又は住宅の増改築等における借入限度額は一律2,000万円と、控除期間は一律10年とする。

(注2) 住宅の取得等が認定住宅等で建築後使用されたことのあるものの取得である場合における借入限度額は一律3,000万円と、控除期間は一律10年とする。

【電子取引データの保存方法について】

令和4年1月から電子取引に係る取引情報の電子データ保存が義務付けられていたところ、令和5年12月31日までに行う電子取引については、保存すべき電子データをプリントアウトして保存し、税務調査等の際に提示・提出できるようにしていれば差支えないこととなりました(事前申請等は不要)。

令和6年1月からは保存要件に従った電子データの保存が必要となります。

ご不明な点がございましたら、お気軽に弊社事務所までご連絡くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。